

## V. その他の密輸出入の取締り

不正薬物、銃砲等、知的財産侵害物品以外のものであっても、関税法でその輸入や輸出が禁止されている物品があります。また、それぞれの国内法令によって輸入や輸出の規制が行われている物品もあります。

### 1. ワシントン条約該当事犯

絶滅のおそれのある動植物の輸出入等の国際取引を規制し、絶滅から保護することを目的として、1973年にワシントンにおいて「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」が採択されました。この条約をワシントン条約といいます。この条約では、ペットや鑑賞用の生きている動植物はもちろんのこと、はく製、これらを使用して作られたコート等衣類、ハンドバッグ、ベルト、靴、細工品、漢方薬等の加工製品も規制対象となっています。

平成31年1月から令和元年12月までの1年間で、ワシントン条約該当事犯を7件告発しました。

#### <主なワシントン条約該当事犯>

##### サル等の密輸入事犯

タイから航空機によりガラゴ科ショウガラゴ属のサル等 計10匹等を密輸入しようとした日本人男性を関税法違反で告発。

(令和元年6月・東京税関)



ガラゴ科ショウガラゴ属のサル  
※同サルは希少種



コモンマーモセット

##### カワウソの密輸入事犯

タイから航空機によりコツメカワウソ2匹を密輸入しようとした日本人男性を関税法違反で告発。

(令和元年12月・大阪税関)



## 2. 不正輸出事犯

特定の貨物の輸出については、関税関係法令以外の法令により、許可、承認等が必要なものがあります。これらの法令の規制は、関税法の輸出の許可制と結びつけてその実効性が確保されることとなっています。平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの 1 年間で、不正輸出事犯 7 件を告発しました。

### <主な不正輸出事犯>

#### 牛の受精卵等不正輸出事犯

中国へ外国貿易船により牛の精液を注入したストロー 130 本と牛の受精卵を注入したストロー 235 本を不正に輸出した日本人男性計 3 名を関税法違反で告発。

(平成 31 年 3 月及び 4 月・大阪税関)

#### 北朝鮮向け不正輸出事犯

最終仕向地が北朝鮮であるにもかかわらず、香港向けと偽り家具・ガスコンロ・電気洗濯機等 620 パッケージを不正に輸出した日本人男性を関税法違反で告発。

(令和元年 8 月・大阪税関)

## 3. 動物の肉

家畜伝染病予防法は、家畜の伝染性疾病の国内への侵入防止及びまん延防止のため、輸入貨物のうち検疫を受けなければならないもの、輸入が禁止されているものを定めています。規制対象物品を輸入しようとする場合は、動物検疫所の検査結果に基づいて交付された輸入検疫証明書を税関に提出して、家畜伝染病予防法に定められている検査に合格し、許可等を受けていることについて、税関の確認を受けなければなりません。税関では、令和元年 8 月に、動物の肉の密輸入事案を告発しました。

#### 動物の肉の密輸入事犯

フィリピンから航空機により偶蹄類を含む動物の肉を原料とするソーセージ約 83.7kg、偶蹄類の動物の肉約 8.2kg を密輸入しようとした日本人男性 2 名を関税法違反で告発。

(令和元年 8 月・門司税関)



## 4. 偽造クレジットカード等

関税法上、貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手又は有価証券の偽造品、変造品、模造品及び偽造カードは、輸入してはならない貨物とされています。平成21年6月には、偽造クレジットカード等の原料となるべきカード（いわゆる、「生カード」）も、輸入してはならない貨物に含まれました。税関では、偽造クレジットカードや生カードの密輸入事犯を告発しました。

### <主な偽造クレジットカード等密輸入事犯>

#### 偽造クレジットカードの密輸入事犯

マレーシアから航空機により偽造クレジットカード456枚を密輸入しようとしたマレーシア人男性2名を関税法違反で告発した。

（平成31年1月・函館税関）



#### 生カードの密輸入事犯

マレーシアからタイを経由して航空機により偽造クレジットカード等の原料となるべきカード750枚を密輸入しようとした台湾人男性を関税法違反で告発。

（平成31年2月・門司税関）

